

伝統中国の宗族に関する若干の研究の紹介

井 上 徹

一

宗族とは、最も広い意味においては、共通の祖先から分かれた男系血縁の親族を指しているが、歴史学の分野においては、より限定された集団としての宗族が注目されている。すなわち、族産と呼ばれる共有地、祠堂(宗祠)、族譜、こうした一連の装置を所有して、宗法と呼ばれる原理のもとに統制されるような集団である。かかる宗族に関する日本の研究は、三期に分けられる。

宗族研究の第一期は、近代化の視点をめぐって提出されたものである。すなわち、戦前の日本では、中国社会停滞論が流行し、それを裏付けるものとして、宗族が取り上げられた。中国が近代化に失敗したのは、氏族制度の遺制としての宗族が、近代的な産業の発展を阻害したからだという議論である。こうした議論に対して、牧野巽、清水盛光、仁井田陞らの先学は、文献に基づいて、近代の宗族が、宋代に起源することを明らかにした。つまり、近代の宗族の特徴とされる宗法原理の適用、族譜、共有地、祠堂とともに、宋代において発明されたものであり、したがって、宗族の起源も氏族制の時代にまで遡るものではないことが検証されたのである。しかしながら、そのみでは、戦前に流行した停滞論を克服したことはならない。宗族が、どのように中国社会独自の発展の経路に組み込まれているのかを検証される必要があるのである。ここに登場したのが、仁井田陞氏の同族「共同体」論である。戦後の研究界は、

停滞論を克服すべく、中国も、世界的に共通の人類史の発展段階を経て、近代を迎えたのだという見地から、中国史にも、氏族制、奴隸制、農奴制、そして近代へとという継起的な歴史発展のプロセスが設定された。仁井田氏は、この歴史発展の定式に依拠し、宋代における宗族の開始を、農奴制の展開と相即的なものとしてとらえた。端的に言えば、新たに台頭した地主Ⅱ農奴主が、小農民との間の階級矛盾を緩和するために設けた装置であるという点に、宋代以降の宗族の歴史的特質を認めたのである。かかる仁井田氏の見解に刺激を受けて、その後、優れた研究成果が生み出された。これが、第二期の研究である。

しかし、一九七〇年代後半以降、如上の定式は、西欧の歴史発展をモデルとするものであり、中国的独自性がその枠の中で模索されたものの、中国史固有の発展と社会の構造を捉えるうえで有効かどうか、疑問視されてきた。そこで、そうした西欧のモデルに依らず、中国社会の歴史の変遷を再構成しようとする試みがなされるようになった。その一つの、そして重要なジャンルとして、宗族は再び脚光を浴びることになる。共有地を経済基礎とする宗族の集団にこそ、中国社会の独自性の鍵が潜んでいると再認識されたのである。かかる研究界の雰囲気のおかげで進められた研究を第三期の宗族研究として分類しておこう。第三期の研究においては、現在に至るまでの間に多数の論文が発表されている。また、この時期には、欧米、中国でも宗族研究が盛んになっており、日本にもその一部が紹介されている。⁽¹⁾

小論では、今後の研究の基礎とするために、宗族研究の整理を行いたいと考えているが、膨大な研究の全てを網羅することは筆者の力量に余る作業である。そこで、日本における第三期の研究のうち、一九八七年までに発表された研究に限定して、紹介を行うこととしたい。この時期の研究を改めて現在の時点で振り返る一つの理由は、当該の研究が、現在に至る研究の基礎を作ったと考えられ、したがって、それらの研究の整理が、宗族研究の現状を把握し、今後の課題を導くうえで重要だと判断されるからである。もう一つの理由は、個人的なものである。筆者は、一九八

七年に、宗族に関する専論を発表しているが、その論文においては、十分に従前の研究を紹介しきれなかった。改めて研究整理を行うことにより、自身の研究の位置づけを明確にしたいと考えている。それゆえ、この小論は、個人的な整理の性格の強いものとなることを、あらかじめお断りしておきたい。

二

第三期の研究の特徴は、それぞれが選択した個別テーマと宗族との関係を、特定の地域社会に焦点を絞って分析する手法にあるように思われる。²⁾ まずは、広東地域の研究を取り上げてみよう。

第一期、第二期の研究において、すでに指摘されているように、宗族は、華北などの北方よりも、華中・華南の南方においてより発達したとされるが、華中・華南のなかでも、宗族がとくに集中したのは、広東である。片山剛氏は、一九八二年に発表した二篇の論考において、広東の宗族と清朝との関係を考察している。この問題を考察するうえで、片山氏が注目したのは、広東珠江デルタの図甲（里甲）制である。里甲制は、明初の洪武一四年（一三八一）、全国的に施行されたものであるが、片山氏は、従来の研究に対して、徭役・税糧の科派単位を、基本的に戸におき、暗黙のうち、その戸を生活単位としての個別家族とみなしてきたこと、清代の康熙・雍正年間の地丁銀の全国の実施と相前後してほぼ解体したとされていること、この二点をとくに問題とし、広東の図甲制に分析を加える。第一に、地方志の図甲表についてである。珠江デルタにおいては、図甲制は、清末に至るまで存続していた。一図は、大部分が十甲で構成されているが、一甲が十一戸で構成されているとは限らない。税糧は、土地所有者自身によって個別に官へ納入されている（自封投糧）のではなく、依然として、図ごとに官へ納入されている。一般に、一甲はひとつの総戸

と不定数の子戸とから構成される。ひとつの甲に含まれる子戸名の姓は、その甲の総戸名の姓と同じものが多く、また、同一凶甲の総戸名は、ほとんど変わっていないものが多い。第二に、凶甲と税糧納入との関係。官の冊籍上における税糧負担者は、一般的には、総戸・子戸・爪等の納糧戸であり、現実の土地所有者ではない。現実の土地所有者は、凶甲制において、総戸・子戸・爪等の納糧戸の下に、丁として位置し、納糧戸へ税糧を納入することを通じて、官への税糧納入義務を果たしている。また、納糧戸の姓名は、実在する個人人格の姓名を意味するとは限らない。とりわけ総戸については、その戸名が数百年間にわたりほとんど変わっていない。したがって、これら納糧戸を、生活単位としての個別家族とは考えがたい。第三に、広東省では、数百年前に立てられた戸名が清末に至るまで不変という現象が一般的にみられたが、このような「老戸」が包括する社会的範囲は、ひとつの同族、ないしはその支派と考えられる。そして、多数の族人によって、それぞれ別個に所有されている土地の、冊籍上の税糧負担者がひとつの老戸である、という形式がとられている。また、売買等により、現実の土地所有が移動しても、官に対する過戸推収(官の冊籍上における税糧負担者の名義書換つまり納糧戸の変更)は行われぬのが一般的である。土地売買等によって生じる、各老戸間の税糧負担額の異動は、各老戸間||各同族組織間で清算される。したがって、ある土地について、売買等により、現実の土地所有者がいかに変わっても、官の冊籍上における税糧負担は、つねにある特定の老戸にある。「戸名不変」という現象は、このことをも意味するものである。老戸||同族組織を管理・掌握し、郷村における土地所有権の移動を把握している者は、いわゆる「紳耆」層と考えられる。官(国家)は、個別土地所有者の姓名も、その税糧額も掌握していない。ただ、老戸とそれが包括する税糧額とを掌握し、それを通じて税糧を徴収するのみである。第四に、第三にあげた諸点は広東省全般における諸特徴であるが、これは珠江デルタについても適合する。ある同族の子戸(したがって窮極的には族人)は、自らの同族が総戸をもつ場合には、その総戸の下に付されるのが通

例である。したがって、ひとつの甲は、ひとつの同族、ないしはその支派を中心に構成される。総戸をもたない同族は、総戸をもつ同族の下に子戸として付されている。族人に土地売買等があった場合、官に対する過戸推収は、本人が直接にそれを行うことはできず、同族内の糧務の値理を通じてしかできない。すなわち、同族組織は、それ自体がもつ族人に対する規制力（宗規等）と、国家権力によって付与された総戸としての権利とを利用して、族人の土地所有額・税糧額を把握・徴収し、そのことを通じて、族人を支配している。一甲はこのような同族組織の族人に対する支配を基盤として成立しており、一図はこれら同族組織の連合体と考えられる。以上の検討から、片山氏は、珠江デルタの図甲編成の特質として、図甲制が単なる税糧の徴収・納入機構であるだけでなく、すぐれて、同族組織による族人支配を補充する意義をもつ装置であること、換言すれば、珠江デルタにおける図甲制は、このような同族組織による族人支配を基盤として施行されたという結論を導いている。⁽³⁾

片山剛氏の研究は、清朝という伝統中国最後の王朝の支配体制（図甲制）が、宗族組織を媒介とするものであったことを、綿密な資料操作によって見事に論証している。こうした成果が他の地域にも適用しうるのか、また、里甲制を創始した明朝の体制にまで遡りうるのか、興味をもたれるところであるが、いずれにしろ、氏の研究を契機として、もはや宗族という問題を抜きにしては明清時代の諸問題を語れないことが認識されるようになったと思われる。

西川喜久子氏は、片山氏によって税役制度の基盤として位置づけられた宗族組織がどのような活動を展開したのかを検証しようとする。検討の対象は、広東省広州府順徳県の有力宗族であった順徳北門羅氏である。第一に、羅氏では、明代後期から清朝にかけて、科挙及第者（進士・举人）、武科及第者（武進士、武举人）が各世代ごとにているが、及第者の割に官職経験者の数は少なく、官僚機構との結びつきが薄いと判断される。科挙及第者のうち、族譜の賞賛の対象になっている行為は、郷村の秩序維持と宗族の維持発展強化のために尽くした点にあり、羅氏にとって重

要なのは、科挙を通じて官僚を輩出することよりも、まず宗族の維持発展をはかることであった。武科出身者の場合にも、軍職についた者は少なく、進士・举人以上に官職との結びつきは稀薄である。羅氏では、武科出身者の地位が比較的高いが、その理由は、武将としての能力によって宗族の財産と安全の保持に貢献した点に求められる。彼らの重要な任務は、大小宗祠と族人の所有地を外敵から守るという点にあった。また、宗族組織の運営に当たったのは、実務に有能な生員、監生等であった。第二に、羅氏一族の大宗祠である本原祠が創建されたのは万暦年間であるが、当時、本原祠と三十余りの小宗祠の合計は一万畝にものぼった。羅氏族産の肇基となった外欄沙田を本原堂が取得していく経緯から、羅氏では、当初、個々の家族が沙田を開墾、所有していたこと、その一部は族田として共有化されたが、大部分は各族人によって所有されたことが推定される。それら零細な田片多数を包含した沙坦全体が鴨の飼育場（鴨埠）の単位になっているが、乾隆中期には、沙田の看守権―埠租徴収権をめぐる宗族間の争奪が激化している。第三に、羅氏の族産をめぐる訴訟文書を通じて次のような状況が明らかになる。順徳県においては、明末清初期に、都市の一般住民と「郷官宦族」との矛盾が激化しており、「郷官宦族」である羅氏は、族内の郷紳、生員等を総動員して、知県、知府、巡按御史等に働きかけ、地方官は完全に羅氏の利益の代弁者になっている。しかし、住民も泣き寝入りするのではなく、長期にわたって裁判闘争を続け、ねばり強い抵抗を行った。また、清末の同治年間の訴訟では、順徳護沙総局という機関が新たに登場している。これは、順徳県団練総局の付設機関であり、総局局紳はほとんどすべて進士、举人によって占められており、要するに順徳県郷紳の連合体であり、羅氏からも族人が局紳に加わっている。羅氏の「郷官宦族」としての比重は清末に至って低下しているが、羅氏の族産は、団練総局―護沙総局という権力によって守られて、却って増加している。西川氏の研究は、一宗族を多角的に考察することにより、宗族が地域社会の構造のなかで不可欠の位置を占めることを掘り起こすものである。⁽⁴⁾

この西川氏の研究は、民衆反乱の分析に際しても有効であるように思われる。かつて、筆者は、明末清初期、広東珠江デルタを席卷した社賊・土賊の変と称される民衆反乱に考察を加えた。これらの反乱は総括的には、郷紳に対する抵抗運動としての性格をもっているが、なかでも、社賊の変は、奴僕・佃僕を主体とする私的隷属民及びその他の郷村の下層民衆から構成され、主家の身分支配の打破、利益を独占して、再生産維持につとめない郷紳への批判、抗租など、複合的な性格を備えていた。この社賊の闘争は、郷村在住の郷紳に重大な打撃を与えた。すなわち、広東では、一姓ないし二・三姓の有力宗族を抱える同族的村落が多かったが、社賊の反乱は、かかる有力宗族の本拠地としての郷村内部から発生し、奴僕・佃僕を主体とする私的隷属民、更に、当該の宗族内部から析出された下層民衆も反乱に身を投じて、郷村をその内部から崩壊させた。とくに有力宗族中の郷紳などが蒙った打撃は重大であった。⁽⁵⁾西川氏の研究は、かかる対立の構図が、地域社会の日常的構造に起因するものであることを示唆しているのである。

また、中国文学の領域からの研究も重要である。中国大陸では、一九四九年における社会主義政権の成立以後、海外の研究者が現地調査を行う機会は失われたため、文献による研究が主流とならざるをえなかったが、そうしたなかで、田仲一成氏は、一九七〇年代前半以来、香港、台湾における現地調査を行い、その成果を踏まえて、祭祀演劇と中国社会の関係をダイナミックに描く作業に取り組み、一九八一年にその作業を集大成している。田仲氏は、元末明初、清代初期における村落演劇編成に、宗族が中心的な役割を担っていることを指摘しているが、演劇と宗族への注目は、従来にない新鮮さをそなえている。⁽⁶⁾

広東などの華南地域において、宗族に関する研究が開始された前後の時期、戦後の明清時代史研究が主要な関心を注いできた華中においても、積極的な問題提起がなされている。まず注目されるのは、浙東山間部に関する研究である。濱島敦俊氏は、『教民榜文』制定に至って集大成される明朝の鄉村統治策（里甲制）の形成の基底に、浙東山間部の地主の現実と思想をみるが、その分析において、浙東地主が、元末に到って、宗祠等の祭礼（同族村落が圧倒的に多いことに留意すべきである）を行う例が、明朝の礼制改革に大きな影響を与えた宋濂の文集に勝えぬほど、無数に存在することに着眼している。⁽⁷⁾この濱島氏の着眼は、宋代に始まる宗族形成の事業を、元末の地主が確かに踏襲していること、また、当該の事業が行われる基盤に、同族村落という特有の村落形態が存在したことを示唆している点で貴重である。浙東山間部では、なぜ同族村落が、村落の形態として優勢であったのか。上田信氏の研究は、この問題に関連する。

一九八三・八四年、仁井田陞氏の宗族理解においては、地域社会の構造を説明する視角として同族結合に注目する方向は見失われたとして、地域社会と宗族との関係の解明を提唱する。氏が注目する地域社会とは、漢族の移住・開発という問題と密接に関わるものであり、検討の対象として、浙東山間部を選択する。浙東山間部は、宋代以降の江南において、最も早くに開発が進められた地域の一つである。⁽⁸⁾

第一に、移住の動向と集落の形態について。氏は、浙江寧波府奉化県の忠義郷と竜游県の二つの地域を選択し、移住と開発の動向を調べている。忠義郷における開発の動向は、唐宋・五代には、山地から河川が流出するところにおいて開発が着手され、宋・元時代には沿海において海塘築造による大規模な開発が展開し、明代にはそれ以前に形づ

くられていた地域の枠内で開発が進展した。こうした開発を担ったのは移住民であるが、移住の形態は時代によって異なる。唐代前半から宋代にかけては江南・福建からの移住者が多く、元・明時期には、忠義郷内の移住が活発に行われるようになるという、したがってこの時期の大規模開発は郷内を移住した人々（在地富裕層）を主な担い手とする。また、明末以降清代前期までの移住動向をみると、外部からの移住者が急増し始め、とくに鄞県からの移住が多くなる。その要因の一つは、治水事業（海塘の築造）の活発化に求められ、移住者によって新たな集落が成立する。また、この時代の移住の特徴として、鄞県の市場町、府城等を出身地とする商人・工人が新たに形成されつつある市場町に移住する傾向が指摘される。清代後期の移住民のなかには、非定着移住民いわゆる棚民が多く含まれており、彼らは地域社会から疎外され、地域住民と対立する事件が発生している。このように、移住民によって担われる開発が、山間部において開始され、ついで、沿海の平野部へと移行する傾向は、竜游県においても同様に確認される。上田氏は、こうした地域開発と移住定着が、「宗族」（同族集団）と緊密な関係にあることを指摘している。唐・五代において開発は、主に山地から平地へと流出する小河川の近辺に進められたが、その開発を担った移住民は、家族という小さな単位ではなく、同じ祖先を戴く同族の集団であり、個々の村落に居住する同族（村族）が、小河川の利用権および耕作に適した土地を多く占有する現象がみられる。唐代から宋代に至る間に定着したこうした村族が発達し、同族村落もしくは二・三の同族集団が集住する村落が成立することになる。氏は、このように一つの集落に集住している同族の社会集団（「同族集団」≡「村族」）について、「地縁的關係と血縁的關係とが交差する場」であると表現する。上掲のように、濱島敦俊氏は、元末の時代における同族村落の分布を指摘したが、上田氏の研究は、かかる状況が、この地域の移住・開発の歴史と密接に関わっていることを示すものといえよう。

上田氏はまた、一六世紀という時代に注目する。氏は、分枝と移住によって居住地を異にする複数の「同族集団」

が、分枝後も同族としての社会関係を維持している統合体を「同族連合」、また、分枝・移住によって一度断絶した同族としての社会関係が、ある時期に再生された場合を「同族合同」と呼び、かかる宗族の集団が、明代後期（一六世紀後半）以降、顕著に形成されるようになることを指摘している。例えば、諸暨県の鐘氏の場合である。鐘氏には、西隅派、東隅派、北隅派の三つの分枝（「同族連合」）があったが、明代後半期、北隅派が諸暨県の城隍廟の管理・運営に参与したことを通じて、同族連合としてのまとまりを強めた。北隅派からは、明末になって、監生から県丞になった地域エリート（郷紳）が現れている。この社会的に上昇した北隅派が、その後、清代の康熙三〇年（一七世紀末）以降に進展した鐘氏同族合同の形成の中心となる。このことは、行（宗族内における世代と長幼の順を表す命名法）の統合過程において、北隅派が最初に新行を用い始め、その後に西隅派、東隅派などへと拡大していることから窺うことができる。また、鐘氏は、始めて同族合同の宗祠を建設するが、その中心になったのも、北隅派の人物であった。この同族合同の機能は、地主制の維持、同族の共通の祖先の祭祀、族人の科挙制度による栄達への援助、族人への融資、紛争の解決の五点にまとめられる。かかる同族合同は、一つの県を単位にすることが多いが、それは、明末以降、不在地主制の進展により、在地の生産単位の問題解決能力が低下し、再生産すら確保できなくなったため、県が様々な社会問題解決の単位となったところに原因を求めることができる。⁽⁹⁾

上田氏の研究の一つの特色は、移住の最前線に成立する地域社会において、男系の血縁集団（村族）が開発などの局面において大きな役割を果たし、村落を構成する重要な社会関係となったことを明らかにした点であろう。こうした村族は、共有地、祠堂、族譜を物的基盤とする宗族とは位相を異にするが、接点はある。清水盛光氏は、祠堂において、族人共通の祖先として祭られる始遷祖が、元末明初の時代を生きた浙東の儒者・方孝孺の記録に始めて登場することを指摘した。⁽¹⁰⁾ 始遷祖とは、その土地に最初に移住してきた祖先のことであるが、上田氏の研究は、かかる始遷

祖概念が登場する背景に、浙東山間部における漢族の移住・開発と村族の生成の歴史があったことを示すものである。また、一六世紀における宗族事業への着目も重要である。第一期、第二期の研究は、宋代に開始された宗族が明清時代に最も発展を遂げたという点において共通の認識をもっているが、そうした認識は、共有地、族譜、祠堂の事例を探っていく中で経験的に獲得されたものであり、時代性は漠然としている。これに対して、上田氏は、とくに一六世紀という時期に注目し、それ以降における宗族の展開を指摘している。明清時代史研究の分野では、一六世紀は、国家の支配体制、社会的支配層、農業経営、商業など、中国社会のあらゆる局面において変動が生じた時期として捉えられてきた。宗族の発展においても、一六世紀が注目されるとするならば、それが、中国社会総体の変動とどのように関連するのか、重要な問題となるように思われる。

移住の視点は、山田賢氏にも受け継がれている。山田氏は、一七世紀末から一八世紀末にかけて、大量の移住民が流入した四川・湖北・陝西三省交界地帯の山岳地帯を対象とするが、氏の見解を理解するうえで、文化人類学者・瀬川昌久氏の研究が大きな意味をもっている。瀬川氏は、広東珠江デルタを対象として、「村落のかたち」を問題とした。氏によれば、北方からの距離の長い移住が同姓集団によって一度に組織的に行われたのではない限り、開発初期の村落が当初から大規模な単姓村落であったとは思われない。むしろ雑姓的な状況から、周囲への出村、散開をへて、村落の宗族構成が再編された後の産物であるようにみえる。珠江デルタのような、移住の最前線にあるフロンティア地域では、開発初期の村落は、防衛の必要から開放されず、加えて開発のための共同労働の必要と交通の未発達によって、村落の散開は抑制され、開発が進んで、最小限度の安全が確立されると、耕地のそばに出村する。大規模なリニージ（宗族）の存立にとって、土地・祖廟の共有財産は不可欠だが、こうした財産の蓄積が可能になること自体、地域開発の進展、経済的余裕の現れである。経済発展は集団の分化も招来し、単姓村が出現することになるといえる。⁽¹⁾

の瀬川氏のモデルを受けて、山田氏は、次のような分析を示している。①三省交界地帯への移住は、清初より連綿と継続され、乾隆期にピークを迎え、当初は、広大な荒地を残していた同地帯山内も、開墾が行きづまり、相対的に土地が不足し始めた。移住民の析出地は、湖広平原を中心とし、析出の原因は、過剰人口にあった。移住の形態は、当初季節的に往来しつつ商業活動を行った人々の一部が、土地獲得の欲求に従って「定住者」へと転化したものであった。②第二に、乾隆期までに、「同郷」の絆によって種々雑多な姓の家族が集住する形態¹¹「同郷村落」が形成されたが、清末までに「同郷村落」は次第に解体へ向かい、「同姓村落」へと改編されていく。すなわち、十分な族人口と資力を有するまでに成長した氏族は、同郷村落から離脱して、新たに同姓村落を形成するのである。かかる「成功者」としての有力氏族は自生的に誕生した同族結合を組織として固定せしめようとし、ここに、「宗族」が誕生する。③交界地帯の一角に位置する四川省雲陽県という具体的な「場」に基づいた分析によれば、同郷村落、同族聚居の段階を経て形成される「宗族」とは、宗祠の建置、祭田の設置、族譜編纂などを指標とするものである。つまり、「移住氏族」は、帰住地の厳しい自然、社会条件の中から自生した同族結合を、制度として固定せしめ、宗族組織へと改編していく努力を払ったのである。¹²山田氏の研究の特色は、宗族の問題のみに限定していえば、瀬川氏という雑姓村落が、同郷の絆によって成り立っていたこと、また、単姓村（同姓村落）の次の段階として、宗祠、族田、族譜を所有する宗族組織が位置づけられることを、交界地帯の実態として提示したことにあるであろう。

四

以上のように、第三期の研究は、地域社会に焦点を絞った分析を行うことにより、新たな問題提起を行って多くの

成果を獲得している。しかし、これらの明清時代を対象とする研究においては、この時代の地域社会に広く観察される宗族が、そもそもどのような特質をもつものとして歴史的に展開してきたのかという問題については、関心が薄いように見受けられる。この問題の検討のためには、当該の宗族が開始された宋代に遡及する必要がある。

まずは、第二期以降における宋代の研究をいくつか紹介しておこう。宋代史の分野でも、仁井田陞氏が提示した研究の方法とは別の視角から宗族を捉えようとする動きが、七〇年代後半から始まっている。森田憲司氏は、宋元時代の族譜に関する着実な研究を進めた。『成都氏族譜』（元の費著の撰）の分析を通じて、唐代以前の「名族譜」の編纂が、それによって族のランク付けを行い、それがそのまま官吏の登用や婚姻関係などに結びつくものであったのに対して、宋代における「官僚の家」の維持は、父祖の地位による種々のルートがあり、それが現実には頻用されているといっても、結局は登第という、個人の資質に依存する部分での成功を、その前提としており、こうした譜の現実面での存在意義は薄れてしまっている、また、同書の内容から、成都府という一地方社会においてすら、かなりの数の家が、代々官僚を出し続けており、それには、「別途出仕」のルートが重要な役割を果たしていたものの、唐代以前とは違って、新しい「名族」は常に不安定であったという。¹³⁾ 森田氏はまた、宋元時代の修譜の傾向を丹念に追跡し、とくに元代における譜序の増加は、宋代以後成立してきた新しいタイプの「官僚の家」の多くが異民族の侵入、王朝の交替という大波のなかで没し去っていった、そうした内外の危機への反応であったこと、また、個々の家の祖先達が宋代についていた官界での地位についての叙述を多く見いだせることから、自らの名門としての歴史を再確認することによって、族の統一（「収族」）を維持しようとしたことの現れであるとする。¹⁴⁾

他方、小林義廣氏は、森田氏と同じく、族譜編纂を取り上げるが、編纂を行う士大夫の生き方という生の位相から、修譜行為がもつ歴史の意味を考えようとしている。取り上げるのは、蘇洵の族譜とともに、宋代以降の族譜編纂の模

範となった歐陽修の「歐陽氏譜図」である。歐陽修の郷里は江西永豊県であるが、その生涯を通じて、郷里や族人との関係は緊密ではなかったことから、「歐陽氏譜図」編纂は、一族の結束そのものを目的としていたというよりも、族人個々が祖先の事績を確認していく中で、それぞれが歐陽氏一族に相応しいあり方を身に付けていくこと、歐陽修身についていえば、譜牒は何よりも士大夫が自己存在の位置を、父祖との連携の確認において捉えていくという積極的意味を担っていたこと、また、歐陽修は、官僚となっても、宗族に基盤を据えることで、その主体性を確保しようとする考えをもっていったことが主張される⁴⁵⁾。

森田、小林両氏の研究は、仁井田氏の同族「共同体」論をひとまず措いて、族譜編纂を、当時の社会の文脈のなかで捉えようとしたものであった。かかる宋代の研究成果を踏まえて、仁井田氏の見解を再度問い直すとするなら、どのような接近の方法があるであろうか。こうした問題関心からする時、重要なのは、森正夫氏の問題提起である。仁井田氏の同族「共同体」論の根底には、地主―佃戸関係を中心とする封建的な体制の成立を中世―農奴制の指標とみなす考え方、いわば地主に分権化への志向を認める考え方が看取される。一九八三年、森正夫氏はそうした地主理解の見直しを提唱している。戦後日本の前近代史研究は階級分析の方法によって発展させられてきたが、支配階級の知的道徳的な指導性を保持し、たえず被支配階級の同意を得るための働きかけを行っていること、支配階級の知的道徳的な指導によって、矛盾し対立する階級を共通に律する価値観・規範意識が再生産され、これらを不可欠な媒介として社会秩序による統合が維持されていること、こうした支配階級の知的道徳的な指導性への認識は、いわゆる社会経済史を中軸とする戦後の日本の前近代史の研究においてもなお未成熟なものではないだろうか。このように問題を投げかける森氏は、宋代以後における地主の把握について次のように指摘する。戦後の研究は、この時代の支配階級の物質的基盤を明るみに出すという、戦前史学の果たし得なかつた課題を解決するため、田主（土地所有者）、業主（財産所

有者)のうち、地代取得、ないし何らかの他人労働による農業収入を得ている人々を地主と呼び、その存在形態や性格を研究してきたが、彼らが士大夫、士人などと史料で呼称されてきたことは、ともすれば忘れられがちであった。明代後半期以降の郷紳に関する研究はこうした状況を打開するうえで大きな意味をもっているが、郷紳が宋代以後、清末までを一貫する士大夫、士人としての側面をもっていたことは看過されてきた。このことは支配階級の知的道徳的指導性に対する認識の欠如と対応している。今なお旧中国の支配階級をトータルに概括していないのである、と。すなわち、森氏は、戦後史学において、支配階級として設定されてきた地主が、史料上、士大夫などと称されてきたことの意味を見直し、宋代以降の支配階級を士大夫という範疇でとらえることを提唱するのである。氏の定義によれば、士大夫とは、科挙官僚体系の最上部に地位をもつ官僚ないし官僚体験者、またそのみでなく、その最下部にある生員、更には科挙官僚体系の枠外にあるいわゆる処士をも含めて、本来、儒教的教養にもとづく知的能力と道徳的人格の持主であるところの社会層全体を指す。また、明清時代史研究において注目されてきた郷紳は、その元来の意味は、現職・休職・退職の官僚つまり士大夫を指して、その郷里で頻繁に用いられるようになったものであるが、研究上は、举人や生員を含めて、郷紳という範疇が用いられている。これらもまた、広くは士大夫という概念で捉えられるであろう。¹⁰⁾

宋代以降における支配階級を士大夫という概念で捉えるならば、宗族の特質についても、仁井田氏の見解とは別の意義付けが可能となるのではないか。そこで、筆者は、かかる視点から、一九八七年、仁井田陸氏の同族「共同体」論に再検討を加えた。仁井田陸氏は、宗法、族譜、共有地、祠堂に特徴づけられる宗族を階級矛盾緩和の装置として歴史的に位置づけたが、筆者は、仁井田氏がその論拠とした蘇州の范氏義荘の再検討を通じて、次のような結論を得た。范氏義荘の内容から窺う限り、宗族が、族中の下層農民の再生産の保障を通じて、彼らを支配したという論証は

得られない。関連の史料が物語るのは、義荘に結集した族人の生活を最低限保障する体制をとっていたことである。では、それはいかなる目的によつてか。そこで、注目したのは、当時の宗法主義（ないし宗法復活論）である。宗法主義とは、周代に行われたとされる宗法を復活しようとする考え方を指す。つまり、祖先祭祀の主筆者としての宗子を立てて、血縁関係にある族人を結集し、宗子が祖先祭祀を媒介として族人を統制する機構を樹立しようとするのである。かかる宗法復活論が宋代に主張されたのは、宋代に確立した科挙官僚制度と関係がある。宋代の科挙官僚制度のもとでは、試験の公正、機会均等の趣旨はより一層徹底化が図られたから、彼らが依拠すべきものは、家柄ではなく、学問―儒教的教養であり、儒教的教養の習得によつて科挙に及第し、官僚となることが原則であつた。この制度のもとでは、士大夫の官僚身分が一代限りであることは言うまでもない。しかも、家産均分の原則により、官僚の死後、その家産は諸子によつて均等に分割されるから、彼らの子孫は没落の危機に直面することになる。宗法を復活し、分散していた族人を結集し、宗法のもとに統制される集団を作り上げるならば、その多数の族人の中から、科挙を通じて官僚となる者が生まれる確率は確実に高くなる。ここに、程頤や張載らの宋儒は、「宗子の法」（宗法）が確立されていないから、今の世には「世臣」（世襲官僚）も存在しないのだとして、宗法復活による官僚身分の世襲化を実現する提案を提示したのである。こうした宗法主義を念頭に置くとき、義荘もまた、その主張に沿うものであつたことがわかる。仁井田陞氏はその考察のなかで、宗法における官僚輩出の機能に着目していたが、階級矛盾緩和を第一次的機能としたため、これを副次的と位置づけざるを得なかつた。宗法主義に依拠するならば、官僚の輩出こそ、第一次的機能とみるべきである。義荘は、族人の生活を最低限保証して、族人が科挙のための勉学に励み、任官できることを目指した。つまり、官僚身分世襲化の基体という点にこそ、最大の歴史的特質がある。要するに、宗法主義に立脚した宋代以降の宗族とは、科挙官僚制度の確立にともなつて登場した集団であつたと考えられるのである。¹⁰⁾

この宋代における検討をもとに、一六世紀以降の時代について、次のような仮説を示した。上田信氏は、宗族発展の時期として一六世紀に注目したが、族田と総称される共有地、祖先祭祀の場である祠堂（宗祠）の所有、宗法の適用等に特徴づけられる宗族の形態は、上田氏が検討を行った浙東山間部のみでなく、華中・華南を中心とする広汎な地域で急速な発展を遂げるとともに、族田・祠堂の設置、族譜の編纂等の事業のために郷紳が多なる投資を行った事実を確認しうる。郷紳が宗族に対して強い関心を抱いた原点は、宋代の士大夫と同じところにあるのではないか。すなわち、宋代の士大夫と同じく、科挙官僚制度そして家産均分の原則のもとにおかれたこの時代の郷紳にとっても、家系を永續させる唯一の用途は、当該の宗族を、官僚ないし科挙及第者を輩出して政治身分を世襲する基礎単位となすことであつたかにみえる。それ故にこそ、郷紳は、宗族の設立に重要な関心を寄せたと考えられる。関連して興味深いのは、中村哲夫、西川喜久子両氏の見解である。先に紹介した西川氏は、郷紳と宗族との関係について、郷紳には、宗族の維持発展をはかるという要請にこそ第一義的に応える責務があると指摘したが、それとともに、郷紳の地位は、個々の家の単位でみれば、親から子へ、子から孫へと引き継ぐことは容易ではないが、宗族単位でみれば、各世代ごとにとぎれることなく何名かの郷紳を擁しており、「郷官宦族」としての社会的地位は事実上いわば世襲されていると指摘する。また、中村氏は、清末の時期についてであるが、華北では郷村、華中・華南では城鎮をそれぞれ主な居住の場とした「有力な宗族」に注目し、当該の宗族は、「有力な郷紳を輩出する母胎」であつたと述べている。両氏においては、宗族自体の性格をどのように規定するのかという問題意識は薄いし、それぞれの関心から外れることでもあるが、明清時代の宗族において、郷紳の輩出が重視されているのは、宗族という集団がそもそも、「世臣」の家系の樹立を目的として出発したことの帰結ではないかと考える。

ところで、上掲の作業を行った同じ年には、筆者の研究に大きな関わりをもつ研究が発表されている。岸本美緒氏

の論文である。氏は、明代後期における江南社会像の再構成を目的とした包括的な議論を提示したが、そのなかで、宗族に言及している。明代後期における江南の都市の発展は、農村の農業部門と都市の工業部門との分業・交換関係によって特色づけられるのではなく、農村からの収奪と都市における消費を軸とするものであった。すなわち、農村からの収奪物を収奪階層（大地主・官府）が都市で消費し、広汎な小農層はそうした消費に依存しつつ、家計を補充する、という城郷結合モデルを考えることができる。こうした発展の生み出すものは、農民経営の專業化ではなく兼業化であり、農民生活の定着ではなく流動化である。当時のいわゆる城居地主の多くが、収奪の拠点として鄉村にも邸宅をもち、城と郷とに複数の足場を置きつつ生活していたことと相表裏して、農民も、臨時の出稼ぎというかたちでしばしば都市に収入機会を求めた。明末の社会変動はこうして、城―郷間を往復する流動的でバラバラな群衆を生み出した。こうした変化の背景にあるのは、東アジア国際商業の発展であり、その刺激こそが、商品経済の発展と人々の流動化をもたらした基本原因であった。岸本氏は、明末に叢生する多様な社会集団は、流動的な群衆が、不安定な社会状況のなかの自衛、あるいは社会的上昇のためにとり結ぶ人間関係であったと総括するが、その一つとして、郷紳を核とする結合をあげる。すなわち、明末における人々の生活空間の拡大と流動化は、郷紳の威信・特権を不特定多数の人々が利用しこれに追従することによって郷紳を一箇の広域的勢力たらしめる場を形成することとなった。例えば、奴僕結合、宗族結合いずれの場合にも、一人物の科挙合格ないし出仕を契機に急速に結集して地方社会内の顕在的集団となり、その人物の死あるいは威勢の衰退に伴って離散零落する、といった盛衰の激しい性格をもっていた。郷紳の子弟も、郷紳の存命中は華やかな威勢をもつが、郷紳がひとたび死ねば、急速に一般庶民とまぎれてしま⁽²⁾い、郷紳を核とする諸結合も途端に衰微するという脆さをもっているのである。

岸本氏の、流動性に着目した研究は、江南の社会に関する従来の把握を根底から問い直すものであり、宗族研究に

も大きな問題を投げかけている。最後に、岸本氏の研究を手がかりとして、二つの問題を指摘しておきたい。第一に、岸本氏が指摘するところの、郷紳の家の衰微という現象は、宋代の士大夫の家に通底するところであり、しかも、氏が描く明代後期の江南社会では、当該の現象は、社会全体の流動化の趨勢の状況のもとで、より広く顕在化しているように見受けられる。したがって、家系の没落への危機感から提唱された宋代の宗法主義が展開する条件は、一六世紀以降の江南に備わっていたことになるが、では、実際にどのような展開を見せたのであろうか。宗法の実践という課題を、時代的狀況の相違をふまえて検証することが求められる。第二に、地域差の問題である。郷紳を中心として成立した宗族の結合が、郷紳の死後、急速に崩壊していくといった、集団としての持続力の脆弱さは、先に紹介してきた広東や、浙東山間部などの地域の宗族と異なる、江南特有の現象とも考えられる。そうした相違は、どのような要因によるものであるのか。こうした時間と空間に配慮した比較研究が必要とされるように思う。

註

- (1) 以上、日本における宗族研究を三期に分けて、簡単に動向をまとめたが、これは、筆者の従前の作業に基づいている。「宋代以降における宗族の特質の再検討―仁井田陞の同族「共同体」論をめぐって―」（『名古屋大学東洋史研究報告』一二、一九八七年）、「日本学界関于明清時代宗族問題的研究」（『地域社会與伝統社会』、西北大学出版社、一九九五年）。
- (2) 一九八〇年前後より、前近代史研究の分野では、地域社会という枠組みを設定して、問題の検討を行う傾向が強くなっていく。そうした姿勢を明示しているのは、森正夫氏の一連の研究である。「明末の社会関係における秩序の変動」（『名古屋大学30周年記念論集』、名古屋大学文学部、一九七九年）、「明代の郷紳―士大夫と地域社会との関連についての覚書―」（『名古屋大学文学部研究論集』七七、一九八〇年）、「中国前近代史研究における地域社会の視点―中国史シンポジウム「地域社会の視点―地域社会とリーダー」基調報告」（『名古屋大学文学部研究論集』八三、一九八〇年）、「宋代以後の士大夫と地域

- 社会—問題点の模索—（昭和57年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書「中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究」、一九八三年）。
- (3) 「清末広東省珠江デルタの図甲表とそれをめぐる諸問題」（『史学雑誌』九一—三、一九八二年）、「清代広東省珠江デルタの図甲制について」（『東洋学報』六三—三・四、一九八二年）。
- (4) 「順徳北門羅氏族譜」考（上・下）（『北陸史学』三二・三三、一九八三・八四年）。
- (5) 「明末清初、広東珠江右岸デルタにおける社賊・土賊の蜂起」（『史林』六五—五、一九八二年）。
- (6) 田仲一成「中国祭祀演劇研究」（東京大学出版会、一九八一年）。
- (7) 「明代江南農村社会の研究」（東京大学出版会、一九八二年）。
- (8) 上田氏は検討に際して、香港農村社会に関する社会人類学的研究を念頭に置いている。モリス・フリードマン氏の研究がその代表的なものであり、邦訳書が刊行されている。「東南中国の宗族組織」（末成道男・西澤治彦・小熊誠共訳、弘文堂、一九九一年）、「中国の宗族と社会」（田村克己・瀬川昌久共訳、弘文堂、一九九五年）。
- (9) 「地域の履歴—浙江省奉化県忠義郷—」（『社会経済史学』四九—二、一九八三年）、「地域と宗族—浙江省山間部—」（『東洋文化研究所紀要』九四、一九八四年）。
- (10) 清水盛光「支那家族の構造」（岩波書店、一九四二年）。
- (11) 「村のかたち—華南村落の特色—」（『民族学研究』四七—一、一九八二年）。
- (12) 山田賢「清代の移住民社会—嘉慶白蓮教反乱の基礎的考察—」（『史林』六九—六、一九八六年）。
- (13) 森田憲司「成都氏族譜」小考（『東洋史研究』三六—三、一九七七年）。
- (14) 森田憲司「宋元時代における修譜」（『東洋史研究』三七—四、一九七九年）。
- (15) 小林義廣「歐陽修における族譜編纂の意義」（『名古屋大学東洋史研究報告』六、一九八〇年）。また、小林氏は、「宋代史研究における宗族と郷村社会の視角」（『名古屋大学東洋史研究報告』八、一九八二年）において、宗族と郷村社会との関係を探っている。
- (16) 前註(2)に引用した「宋代以後の士大夫と地域社会—問題点の模索—」、「明代の郷紳—士大夫と地域社会との関連についての覚書—」、「明末の社会関係における秩序の変動について」。また、森氏は、「日本の明清時代史研究における郷紳論について」（『歴史評論』三〇八・三一—三二四、一九七五・七六年）において、郷紳研究を整理している。
- (17) 前掲「宋代以降における宗族の特質の再検討—仁井田陞の同族「共同体」論をめぐって—」。なお、宋代以降の士大夫の

理解については、次の二篇の論文において得た知見をもとにしている。拙稿「黄佐『泰泉郷礼』の世界―郷約保甲制に関連して―」（『東洋学報』六七―三・四、一九八六年）、『郷約』の理念について―郷官・士人層と郷里社会―」（『名古屋大学東洋史研究報告』一一、一九八六年）。

- (18) この点の事実の確認については、以下の研究が参考になる。牧野巽『支那家族研究』（生活社、一九四四年）、同『近世中国宗族研究』（日光書院、一九四九年）。この二つの著作は、『牧野巽著作集』（御茶の水書房）に再録されている。第一巻・第二巻『中国家族研究（上）（下）』（一九七九・八〇年）、第三巻『近世中国宗族研究』（一九八〇年）。清水盛光前掲『支那家族の構造』、同『中国族産制度放』（岩波書店、一九四九年）。

中国側の研究でこの問題に関連するのは、以下の通りである。福建の「郷族」に関する傅衣凌氏の一連の研究、とくに「論郷族勢力対於中国封建經濟的干涉―中国封建社会長期遲滯的一個探索」（『廈門大学学報』一九六一年第三期）、「論明清社会的發展與遲滯」（『社会科学战线』一九七八年第四期）。両論文は、ともに『明清社会經濟史論文集』（人民出版社、一九八二年）に収録されている。また、傅衣凌氏の研究については、森正夫『郷族』をめぐって―廈門大学における共同研究会の報告―（『東洋史研究』四四―一、一九八五年）で紹介されている。葉顯恩『明清徽州農村社会與佃僕制』（安徽人民出版社、一九八三年）。葉顯恩・譚棣華『論珠江三角州的族田』及び『封建宗法勢力对佛山經濟的控制及其產生的影響』（『明清広東社会經濟形態研究』、広東人民出版社、一九八五年）。李文治『論明清時代的宗族制』（中国社会科学院『經濟研究所集刊』第四集、一九八三年）。

- (19) 前掲『順徳北門羅氏族譜』考（上）。

- (20) 「科挙体制の崩壊」（『講座中国近現代史』第二巻、一九七八年）、「郷紳の手になる郷紳調査について」（『社会經濟史学』四三―一六、一九七八年）。

- (21) 「明末清初の地方社会と『世論』―松江府を中心とする素描―」（『歴史学研究』五七三、一九八七年）。